

改正案	現行
<p>（特定計量器）</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 質量計のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 自動はかりのうち、目量が十ミリグラム以上であつて、目盛標識の数が百以上のもの</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>三 十八 （略）</p> <p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が五キログラム以下のもの</p> <p>四 十二 （略）</p>	<p>（特定計量器）</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 質量計のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 自動はかり</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>三 十八 （略）</p> <p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 自動捕捉式はかり</p> <p>四 十二 （略）</p>